

公 表 第 1 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成23年 1月26日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	八 尋 義 伸
久留米市監査委員	本 村 英 幸

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
秘書室		平成22年11月2日 ～12月28日
契約監理室 (市長部局及び企業局)	契約課、検査企画課	平成22年11月2日 ～12月28日
出納室		平成22年11月2日 ～12月28日
議会事務局	総務課、議事調査課	平成22年11月2日 ～12月28日
選挙管理委員会事務局		平成22年11月2日 ～12月28日
公平委員会事務局		平成22年11月2日 ～12月28日
農業委員会事務局		平成22年11月2日 ～12月28日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成22年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔契約監理室〕

工事の契約に用いられる基本的な契約書（書式）中には、工期が2年以上にわたる特則の条文が規定されているが、工期が単年度の契約においても同じ書式を使用し、複数年の契約であっても、当該条項については空欄のまま契約書が作成されている場合もある。今後、業者との契約上の争いを避けるためにも、適正な契約書の様式について検討及び、庁内への周知・指導に努められたい。

財務監査

〔現金取扱事務〕

出納員及び会計職員に対し、規則で定められた身分を証明する証票が交付されず、一部の出納員について、使用する認印及び収納印の届出がなされていないものがある。

（選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局）

〔臨時的任用職員賃金支給事務〕

臨時的任用職員の賃金について、出勤日数、遅刻・早退の時間数を誤って算定したことにより、正当額よりも少なく支払っているものがある。《追給済》

（選挙管理委員会事務局）

〔契約事務〕

- 1 業者から契約締結日以降の日付で見積書が提出されているものがある。 （契約監理室）
- 2 契約書に遅延損害金の率を誤って記載しているものがある。 （契約監理室・選挙管理委員会事務局）
- 3 仕様書が作成されていないものや、契約書と仕様書が一体化されていないために、契約書において業務内容や業務場所が明確にされていないものがある。 （選挙管理委員会事務局）

出資団体監査報告（１）

（久留米市土地開発公社）

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
久留米市土地開発公社	平成２２年１１月２４日 ～平成２２年１２月２８日	実地監査

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成２１年度事業及び平成２２年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 出資の内容

１ 出資の名称

久留米市土地開発公社 出資金

２ 設立（出資）の目的

本公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第１７条の規定に基づき、公共用地及び公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

３ 基本金及び市出資金（平成２２年３月３１日現在）

(1) 基本金 7,000,000円

(2) 市出資金 7,000,000円

第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部、次のとおり検討を要する事項が認められた。

役員体制のあり方として、他の中核市等の状況も参考にしながら、事業の透明性やチェック機能の確保の観点から、役員（理事・監事）の組織構成について検討されたい。

出資団体監査報告（２）

（財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会）

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会	平成２２年１１月２４日 ～平成２２年１２月２８日	実地監査

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成２１年度事業及び平成２２年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、監査委員本村英幸は、地方自治法第１９９条の２の規定により、除斥された。

第３ 出資の内容

１ 出資の名称

財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 出えん金

２ 設立（出資）の目的

本協会は、久留米市の有する歴史、文化、産業その他の特性を活かし、久留米市における観光及びコンベンションの振興を図るとともに、市民の国際理解及び市民による国際交流を推進し、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

３ 基本金及び市出資金（平成２２年３月３１日現在）

(1) 基本金 120,000,000円

(2) 市出資金 48,000,000円

第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められた。

１ 催事参加人数の適正化

各種イベントでの参加者数・観覧者数の把握方法が、感覚的で根拠の乏しいものとなっており、実際の現場状況とはかけ離れている懸念がある。

集客数はイベントに対する一つの評価であり、結果によっては抜本的な対応が必要な場合もあり、また、地域経済への効果を検証するなどの際に重要なデータとなるので、数値把握方法の精密化や適正化に努められたい。

2 決算書（財務諸表）等

- (1) 平成21年度の公益一般会計及び公益特別会計の貸借対照表及び財産目録において、計上されている数値に一部誤っているものがある。
- (2) 平成21年度決算書の公益一般会計及び公益特別会計における財務書類に対する注記には、公益法人会計基準で記載しなければならないとされる補助金等に関する事項が記載されていない。

3 契約（事務受託）

一部の事務受託収入について、契約書を作成せずに事業を実施し、事業終了後に受託費を相手方に請求しているため、今後は契約書を作成し、適正な事務処理を行われたい。

出資団体監査報告（３）

（財団法人 久留米市都市公園管理センター）

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
財団法人 久留米市都市公園管理センター	平成２２年１１月２４日 ～平成２２年１２月２８日	実地監査

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成２１年度事業及び平成２２年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、監査委員本村英幸は、地方自治法第１９９条の２の規定により、除斥された。

第３ 出資の内容

１ 出資の名称

財団法人 久留米市都市公園管理センター 出えん金

２ 設立（出資）の目的

本法人は、久留米市に協力して、公園施設の整備促進及び維持管理を行うとともに、適正な公園の管理運営並びに緑化の推進及び動物愛護思想の普及啓発に努め、公園機能の増進を図り、もって住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

３ 基本金及び市出資金（平成２２年３月３１日現在）

- (1) 基本金 7,300,000円
- (2) 市出資金 3,000,000円

第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められた。

財団法人久留米市都市公園管理センター就業規則、財団法人久留米市都市公園管理センター給与規程及び財団法人久留米市都市公園管理センター旅費支給規程には、「理事長が別に定める。」とする規定があるが、それらの定めがないので速やかに整備されたい。

財政援助団体監査報告

(職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会)

第1 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会	平成22年11月24日 ～平成22年12月28日	実地監査

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成21年度及び平成22年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 財政援助の内容

1 財政援助の名称 (所管部局)

職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 補助金 (商工労働部)

2 財政援助の目的

職業能力開発促進法による認定職業訓練その他の職業訓練に関し、必要な事業を行うことにより、職業人として有為な人材を養成し、労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図るとともに、久留米地区の経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

3 事業費及び財政援助の額 (平成21年度決算)

- (1) 事業活動費 238,796,317円
- (2) 援助額 38,558,116円

第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていた。